

第9期第5回 全体会記録				記録（書記）		黒川	
部 会 名		全体会		回 数		5	
日 時		令和7年3月19日（水）	13時30分	～	15時40分		
会 場		中野区役所7階 701、702 会議室					
参 加 者		出席：中村、大倉、鈴木（裕）、松井、古京、鈴木（祐）、高橋、関口、眞山、大村、上西、福本、池田、松田、鶴丸、徳嵩、吉田 欠席：秋野、黒木、小川（真）、小川（光）、宮澤、山本、大川 事務局：鳥井、網野、堤、大島、酒井、樟山、鳥居、齊藤、島田、樋口、伊藤、西川					
配 付 資 料		（参考資料1） 第9期中野区障害者自立支援協議会名簿 （資料1－1） 4部会合同セミナー記録 （資料1－2） 4部会合同セミナー参加者アンケート （資料1－3） 4部会合同セミナー販売会実施結果 （資料2） 障害福祉窓口の発券機メニューについて （資料3） 相談支援機関会議記録 （資料4） 個別ケア会議記録 （資料5） 相談支援部会議事録 （資料6） 地域生活支援部会議事録 （資料7） 就労支援部会議事録 （資料8） 障害者差別解消部会議事録 （資料9） 施設系事業者連絡会議事録 ・居住系障害福祉サービス事業所アンケート調査結果 ・令和6年度障害福祉サービス事業所（居宅系）集団指導・障害者自立支援協議会（居宅系事業者連絡会）アンケート結果 ・障害理解のために、小学校や中学校で出前講座を実施します					
内 容							
【第5回協議会】							
（中村会長） 午前中は想像以上の大雪になり開催出来るかどうかと思っていたが、出席いただきありがとうございます。本日は報告事項が多くある。							
報告・提案事項							
① 4部会合同セミナーの報告							

（事務局大島）

1月29日に開催された4部会合同セミナーについて報告する。資料1-1に合同セミナーの記録、資料1-2に参加者アンケートの結果、資料1-3にシェアノマで実施した販売会の感想や実施結果がある。

今回講演会形式ではなく、体験型のイベントとして4部会合同セミナーを実施した。区役所1階のナカノバとシェアノマで行った。一般参加者が47人、主催者関係が29人の計76人が参加した。

第1部、第2部に分けて実施し、第1部ではパラスポーツ体験としてサウンドテーブルテニスとボッチャを実施した。サウンドテーブルテニスは東京都障害者スポーツ協会の方に指導を頂きながら、中野区のスポーツ推進委員も指導の仕方を学び、今後普及に取り組めるようにした。ボッチャは中野区のスポーツ推進委員が講師となり実施し、会場は盛り上がった。

第2部はミニ講演会としてデフハンドボールの選手である大西選手の講演があり、その後同じ東京デフハンドボールクラブに所属している選手の方々とゴールにシュートをする体験を行った。

販売会は資料1-3に参加したあとりえふぁんとむ、すばるカンパニー、杉の子城山、コロニー中野の来店者数や感想がある。シェアノマは通りがかりの人が入るのには勇気が必要であった、呼び込みが大変であった等意見があった。今後イベントをする際に参考にする。

（中村会長）

私も参加して人数が少なかった印象を持ったが、思ったよりも多かったという意見もあった。イベント自体が非常に面白く、体験型のセミナーも良い。資料p10のようなセミナーがあるとよいか、との質問に体験型のイベントが良いという意見があり、今後の課題にしていく。

（鶴丸委員）

当日参加し体験型はとても楽しかった。道具の展示でボールの中身を見るコーナーがあり、個人的に一番驚いた。

部会員も参加して、体験型がとてもよかったと感想があった。実際に触れることはとても良いことであり、このような形で実施できてよかった。参加者数が少なかったことが今後の課題である。

（関口委員）

会場と区民の方が通る動線の分かりやすい掲示があればよかった。

（松田委員）

相談支援部会でも振り返りを行い、今出た内容が主であったが私も楽しかった。当初幼稚園児等に来てもらいたいと思っていたが、実際には難しかった。今回のスポーツ自体が子どもには難しかったので、マッチングが出来るとたくさん人が集まるのではないかと意見があった。

（中村会長）

机で学ぶセミナーも大事であるが、楽しみを通じて交流をすることも課題にしていきたい。

（大村委員）

開催する前の連絡が各団体等がないといけない。父母の会に連絡が来たのが2、3日前である。HPを見ていないと気が付かない部分があるので早めに宣伝ができるのであれば、知らせていただければもっと参加が増えるのではないかな。

（中村会長）

来年も4部会合同セミナーは開催するが、体験型にするか机で学ぶのかアイデアがあれば意見を出して欲しい。

② 障害福祉窓口の発券機メニューの名称について

（鳥井課長）

資料2、発券機の名称を変更について3案用意した。

以前発券機のメニューの名称について意見があった。精神障害の方が親族にいる方から、発券機メニューにある精神通院・精神手帳として呼び出されるのは気になるのではないかなとの意見であった。

前回検討した中で、障害の種別のみを書く方法、相談・手帳の申請等中身だけで書けないかな等意見を頂き、検討するとお答えした。

（資料2参照）

2、今回寄せられた意見 もう一つ別の意見が寄せられ、「精神」という言葉がメニューにあることで呼び出しの際に、この人は精神障害で精神通院をしているのではないかと、周りの人に見られることが気になるのではないかなとの意見である。1番目の寄せられた意見では親族からの話であったが、2番目は支援者が区役所の窓口に来ていて気になったとのことであった。

4、メニュー案 表の左側が今のメニューに近く、右に行くほど遠い。左の方が分かりやすいというメリットはあるが、右の方が精神という言葉は減っていく。区で最終的には決めるが自立支援協議会で意見を頂きたい。正解を決めにくいものであるため意見を頂き、それを踏まえて決めたい。

（上西委員）

中部すこやか障害者相談支援事業所では自立支援の手続きに来られる方が圧倒的に多く、窓口で自立支援のことで来ましたと言う方が多い。自立支援という言葉は来た方に分かりやすいのではないかな。

精神手帳と書くかどうかは、身体・知的があり、もう一つは精神であるだろうが書いていないのでその他の手帳のことも含まれるのかなと思ってしまう。変更案②が一番分かりやすい表現になるのではないかな。

（鶴丸委員）

変更案③である。消去法的に他の手帳となると精神手帳と思い当たるのではないかな。「自立支援等」で良いのではないかな。

（池田委員）

精神手帳には愛称があるのではないかと。それを使えばよいのではないかと。→精神手帳はない。

（福本委員）

本人にとってプライバシーを優先するのか分かりやすさを優先するのかである。様々な意見があるが、私は分かりやすさではないかと思う。自立支援と言う方が多いので変更案②が良いのではないかと。

（高橋委員）

当事者の中でも様々な考え方や意識の持ち方があるが、精神手帳を持つことが悪いことなのか。初めて手帳を持つことになった方は家族を始め様々動揺があるかもしれないが、手帳を持つことは決して悪いことではなく特権であるとの思いならば、分かりやすさを取った方が良いのではないかと。その他の手帳と書かれていると、分からない。変更案②が良い。

（中村会長）

精神という言葉に抵抗があるのなら、身体・知的はどうなのかという疑問も出てくる。これからインクルージョンされた社会を目指すのであれば、精神であっても身体・知的であっても具体的に分かりやすくし、手帳の用件で来たのだと胸を張ってその用件を受ける環境にしていくという運動も含めて、変更案②が一番適切なのではないかと。

（鈴木委員）

発券機メニューの名称はモニターにも同じように映されているのか。→そうである。

発券機であると手元であるが、モニターは番号表示のみにする等の方法もあるのではないかと。

精神手帳の申請で待っている方がそのように感じてしまうことはそのような社会に課題がある。社会側を変えていかなくてはならない。本人が負担を感じて大変であることをまず考える必要がある。分かりやすさが大事なのではないかと。変更案①、②。

（関口委員）

精神障害の当事者であるが、精神と呼ばれて変に思うことはない。交通機関の割引その他とあるが、割引は手帳にハンコ等を押すものがあつた。

通院と手帳では自立支援医療と手帳の発行のみになってしまう。変更案②が良いのではないかと。自立支援医療と自立支援法のサービスも含まれる。

（中村会長）

個人差があり人によって受け止め方が様々であるので、皆が賛成にはならない。分かりやすさを優先すべきであることも含めて、言葉に抵抗がないような社会を目指して行く意味でも変更案②はどうか。反対意見はあるか。

（松田委員）

個人差があるという話から、この間映画を見た。家族の記録で娘が統合失調症になり、20年間両親が隠すという映画であった。少し前の話だと思うので現状は変わっていると思うが、精神障害の分野はそういうものがまだ残っているのではないか。変更案②を推したのは、精神という言葉を書くと同時に社会を変える活動として行って欲しいからである。

（２）部会等報告

就労支援部会報告

（鈴木委員）

12月は11月に行った障害者雇用相談会の振り返りを行った。2回開催し9社の企業が参加して意見交換を行った。次年度以降も開催したい。

今回大半の企業が支援機関の存在自体を知らないことが分かった。支援機関や中野区の施策等も含めて企業に向けて周知をしていく必要がある。支援機関を利用することで障害者雇用が伸びていくメリットも知って欲しい。

ハローワーク新宿協力のもと企業を集めて行った。次年度以降もハローワーク新宿と開催する予定である。ハローワーク管内の新宿、杉並と合同で行いたいと意見があった。1回は3区合同、もう1回は中野区独自になるかと検討している。

全ての成果を把握はしていないが、うち1社では2名雇用があった。今回はお互いを知るきっかけになり、企業も困っていることが分かった。従業員数が少ない企業では社員は会社のすべての業務に携わっているため、この業務だけを行うということが難しい。そこから改善していかなくてはならない現状がある。

国が1月に2024年6月1日時点の障害者雇用の結果報告を出している。実雇用率は全国平均が2.41%、東京都は2.29%であり全国47位である。東京の場合社員数が減るほど雇用率が達成できておらず、40～99人の中小企業は1.96%として、雇用がほぼできていない。

全国平均では、40～99人、～1000人以上の企業は40%程が雇用率を達成している。なぜ東京は達成できていないのか。東京は求人が多いが求める能力も高くなっている。応募する人数も多いので企業側が選ぶ状態にある。地方は1求人に対しての応募者も多くない。

東京の40人～99人の層は障害者社員を1、2人雇用すれば雇用率を達成できる。中野区内も40人～90人、300人未満の企業が多いと想定すると、1人採用があれば大きく雇用率が改善できる。条件が良く合理的配慮が得られやすい大企業に目が行くが、中小企業に目を向けていくことで障害者雇用率も改善し、中野区内の障害者雇用も一気に進む。

障害福祉ではなく産業振興になると思ったので、中野区の産業振興の施策を見た。様々な施策があったが、障害者雇用の施策は盛り込まれていない。東京都は福祉局と産業振興が両輪で障害者雇用を進めている。中野区では健康福祉部が中心になっているが、産業振興分野にも障害者雇用の施策を盛り込み一緒に進めていくことが大事ではないか。

2月は10月に始まる就労選択支援事業について勉強会を行った。今後就労継続支援 A 型と B 型を利用する方は、原則就労選択支援事業を受けてからの利用になる。特別支援学校の生徒も利用する。

これまで中野区に申請し事業者と契約することで済んでいたものに就労選択支援事業が入るが、地域でどのように行うか示されていない。利用するために就労選択支援事業が必要であることを、本人に理解してもらえるのか。

就労選択支援事業は本人が就労先や働く場所についてより良い選択が出来るように、本人の希望、就労能力に合った選択を支援するサービスとして国は示している。とても素晴らしいものに見えるが本人への説明や B 型事業所も受け入れの手続き等が変わる。就労選択支援事業は1か月支給決定をされ、そこから計画相談も入るため大きな変更である。

この事業を行う事業所側も指定を受け、指定要件も細かくある。支援員もこれから始まる都の研修を受ける必要があり、事業所側も準備をしなくてはいけない。国からも指定特定相談支援事業所とこれまで以上に連携して進めることが明確に謳われているため、相談支援部会や相談支援専門員連絡会等と共通認識を持ち連携していく必要があるのではないかと。

（福本委員）

就労選択支援事業は1事業所だけで行うのは不可能ではないか。1つの事業所の軽作業だけでは、場所によって軽作業の種類も異なるので、その方の将来を左右することを決めるのは乱暴ではないか。その方はどのような才能や技術を持っているか1か月で分からないことは多々ある。

（中村会長）

3か月が利用期限だと思っていた。→基本が1か月で最大が3か月である。

1事業所で本人の働く先を決定できるか不安はある。行政と実施事業者と企業も含めて連携事業のようにしなくてはいけない。本人が働く先を決めるのであって、障害福祉サービスの利用先を決めるのではない。企業に働ける人たちを押していく目的もあるので、地域連携推進会議のようなものが義務化され、地域で関係者が集まり協議していく場を持つということだと思う。1事業者だけで何かをしようとは思っていないのではないかと。

単価が良いので企業がこの事業を開始して、一旦就職させ辞めて戻ってきて今度は A 型に等、様々な職場がある所やコンサルがアドバイスしながらおかしい使われ方になる。障害のある人たちを利用されてしまう懸念もある。スタートして申請を受け付ける時にしっかり監視するように厚労省には伝えている。

実際に雇用率ビジネスも問題がある。共同事業所という形で中小企業が何社か集まり、A 型事業を共同事業の1事業所にする、雇用率にカウントされるおかしい制度が法律でできている。雇用率を上げていくために色々考えるが、悪用されることがないようにしていきたい。

相談支援機関会議報告

(鳥居係長)

12月25日に開催され、事例報告総件数は16件である。主たる話題として触法で医療保護入院した方のケースで、退院後にGH入居を目指している。週3日の活動が入居の条件であるためデイケアの見学をしている。過去に父親が福祉サービスの利用を拒否したために利用できず、事件につながったと思われる。今後は本人に合った居場所を探していく。

高齢者施設への介護保険上乗せのケース。身体障害者手帳を所持しているが、身体状況や生活状況の確認、検討が必要であったとの報告がありこのようなケースを受けた場合は障害福祉課のケースワーカーに相談をして欲しい。

高次脳機能障害で金銭管理ができない方に週に1回生活費を支給すると、無計画にお金を使ってしまう。支援者や関係者で協議をしたところ週に3回、区役所に生活費を取りに行くことになった。定期的に来庁することができるようになり、本人の様子が確認できる。歩くことで運動の機会を作れるようになった。

(中村会長)

地域包括ケア推進会議ではCSW、コミュニティーソーシャルワーカーの立ち位置が大事として、アウトリーチで専門チームを作り福祉のサービスに繋がらない人も支援して行こうとして意見交換している。周りから見ると明らかに支援が必要であるのに本人が望まないケースもある。どのように踏み込むのかを考える一方で、父権主義的アプローチとしておせっかいすぎるものはどうなのかと言われている。

相談支援部会報告

(松田委員)

相談支援部会では今のところ相談支援体制の在り方を把握しようとしてアンケートを取っている。12月、1月にかけて実際にアンケートを相談支援部会の部会員が行い文言などの修正を行った。

現在アンケートは回収済みで本日第1回のアンケート集計の結果が出ている。部会の中から意見を出して検討している。まとめるにはもう少し時間がかかる。

地域生活支援部会報告

(鶴丸委員)

12月の会議では10月の3か所の施設見学の感想や共有を行い、施設の利用の仕方等の理解を深めた。

さつき荘では救護施設と、救護施設から地域に出ていくための前段階としてアパートを借り上げ居宅生活訓練も行っておりその部屋も見学した。

中部総合精神保健福祉センターでは以前のホステルの部分を今どのように使っているのか等を見学した。

江古田の森では通所と入所の施設、ショートステイの部分を見学した。

さつき荘の居宅生活訓練を行う部屋は、通常のアパートに家具を置いて一人暮らしの体験をしている。部屋を用意はしているが高齢の方が多くなりなかなか使われていない。

中部総合精神保健福祉センターでは和室や洋室があるが、共同の部分が多く古い印象があった。医者がいる等手厚いが実際に使うときに、本人が気持ちよく使えるのかとの話が出た。

江古田の森は実際に入所している方の部屋を見た。その方の生活が見えるようなものが置いてあり、その人らしい生活を支えていると感じた。

このような所は必要であるが、数が少ないのももっとあった方が良いと意見があった。

2月の会議では事例検討を行った。近況報告で次年度に GH で地域連携推進会議を始めなくてはならないが、各 GH ではどうなっているかと質問があった。地域連携推進会議の定義を読んで検討しており、GH のユニットが多い所は特に構成員を確保することが大変であると話していた。家族と繋がっていない方もいるので、利用者の家族や地域の関係者を誰にするのが課題になるのではないかと。

事例検討はアルコール依存で現在入院中の方の事例である。アルコール依存の方を受け入れる施設や社会資源が少ないため、もっと作らなくてはならない。自助グループは隔月ペースの活動であるので、つながりを強くするために2週間に1回や、ライングループ等があればお互い声が掛けやすいので良いのではないかと。日中活動先の確保が難しい状況があり、お酒を飲む機会が増えてしまう。そのため日中活動は勧めるが、その方のやりたいことややりがい、どのような仕事に就きたいかを知った上で、家族のサポート等を使いながら日中活動先につないでいくことが必要と話が出た。

（関口委員）

6か月ごとに強制入院の審査が入るが審査の人が足りない。今は5人体制だが3人体制でも良い。審査を行うことが重要である。5人の中に法律家は1人しかおらず、ほとんど医者がやっているので早く審査した方が良い。審査会自体は国際的には提起した人の要求が通る割合が3%以下である。東京都の場合1か月程で調査が必要なものは病院に赴き調査をするのでそこは上手く行っている。

救護施設に関しては生活保護を受けている前提になる。人員配置は1人の職員に対して6人なので、病院より手厚いが、生活保護でないと使えないことが問題である。

（松田委員）

措置入院は地域移行に関してネックになっている所がある。医療保護入院もあるがどう考えているか。

（関口委員）

医療保護入院も強制入院と同じである。印を押したくない親族がいるため区長等に回る。強制入院はな
いに越したことはないが、早く病院に収容するという効率を考えるとどうしてもそうなるのかと思う。

日本病院地域精神学会でかなり前に話があった。急性期病棟ができ、それまでは入院を説得していたが、
6割以上が強制入院でないと点数が取れないため今までやってきたことは何だったのかとなった。強制入
院にした方が病院はもうかる。本来は説得をして本人が同意した方が良い。

（松田委員）

医療保護入院は課題である。知的障害の方が精神病院に入院することも多々あり、その時には医療保護
入院が使われることが多い。しかし知的障害の方が退院したいという自分の意思をはっきりさせて退院す
ることは至難の業である。精神障害の方で権利を主張して出てくる方はいるが、知的障害の方は周りの意
見で決められることが多い。一概には言えないが私の知っている方はどちらかというと長期入院になって
いる。

（上西委員）

地域連携推進会議のメンバーを決めるのがとても難しいとあるが、5名集めるのが大変との意見か。

（鶴丸委員）

家族の参加と、個人情報について課題がある。中に入ることになるが精神の GH は住所を公開していな
いところもある。中に地域の人が入り交流することは良い部分もあるが、どのような形でどの程度行うの
か見極めが難しい。

（上西委員）

公開するにも知的障害の GH は、日中は他の場所に行っている方が多くいないところで説明するのもど
うかと思う。やり方自体を考える。

生活全体を見せることに対しての戸惑いがあるのか。

（鶴丸委員）

何をどこまでと線引きをするのが難しい。

（上西委員）

地域の中での暮らしを理解してもらうのが趣旨か。

5ユニットあるが推進会議を立ち上げるのに、本人も家族もきょうだいの違和感なく入っている。専門
家の方をどのようにお願いするか戸惑いなく来ていただいた。民生委員の方も普通の暮らしをしている
ことを分かってもらうきっかけ程度にしかとっていなかった。配慮事項が確かにある。

（中村会長）

地域連携推進会議の委員の方には報酬は払うのか。→報酬はない。

地域でそれぞれが支える側支えられる側であることを越えて、地域共生社会の一環として見られるがGHは個室である。密室であり虐待等が非常に多く第三者の目を光らせる目的もある。福祉を真剣にやっているところにも様々な規制が加わっていき、ハードルが高くなっている。良からぬことをする所は抑制されるが、しっかりやっている所に対しては迷惑な話であるがしっかりやるしかない。

地域連携推進会議を設置するのは法人の運営規定に入れた。実際に会議が開催されているかは確認しなくてはいけない。

（関口委員）

東京も良くないGHはあるが、仙台では門限等で外から鍵をかける所があるらしい。地域生活支援部会でも話したが、家族支援と居住支援である。家族支援は相談支援部会の方でやっていただきたい。居住支援は居住支援協議会と連携してやっていきたい。

（福本委員）

GHを利用されている方の家族は亡くなっている方や家族がいてもなかなか会議には出られない方、何十年も会っていない方等もいるが、利用者の家族が一人も委員の中に入れなくても良いのか。

（鶴丸委員）

委員は入居者と入居者の家族、地域の関係者は必須であったと思う。家族がいなければ家族会の方に出てもらったりするのか。

障害者差別解消部会報告

（高橋委員）

年に4回部会を行っている。今回配布されている資料には11月に株式会社マルイが来た会が載っている。前半は部会員から募集した質問に回答していただいた。マルイは最近事業展開を進めており、マルイの建物内はテナントとして貸していて、マルイの従業員はエポスカウンターに数名のみである。そのためマルイの店舗内で発生した事例に関してはなかなか見えてこないが、もし何か気付くようなことがあればマルイに言ってくれば対応すると話していた。

後半はマルイが取り組んでいる障害者雇用について丁寧に説明していただいた。外には出さないようなデータもありながらの説明でマルイ本社の取り組みが良く分かった。

3月に今年度最後の部会を行った。今年度の振り返り、来年度の計画等を話し合った。出前授業に関してどのような広報をすればチャンスを得るか。来年度はどのような方を呼んでどのような対話をするか等検討した。

3月21日金曜日に北中野中学校で出前講座を行う。4グループに分かれて、視覚、車いす、親の会の方の話、合理的配慮の話をする。単独で視覚障害の話をすることは度々あるが、チームで行うのは初めてであるのでわくわくしている。次回の全体会で報告する。

(中村会長)

前回マルイの報告は口頭で聞き、改めて記録を読んだが良い取り組みをしている。テナントで貸している他の会社でも、マルイのビルで事業をするならばマルイとして見られる。しっかりとした教育も行っていると思う。

雇用の対策については雇用率ビジネスをやっているコンサル担当の人を呼んでプレゼンテーションをして欲しいぐらい良い取り組みをしている。日本財団が毎年行っている就労支援フォーラムで企業が取り組む障害者雇用の望ましい姿として話してもらえないか。

施設系事業者連絡会報告

(徳嵩委員)

1月の会議では、今年度取り組んだ交流研修の参加者が集まり振り返りを行った。3グループに分かれてグループワークを行い発表した。自分の事業所との違いや取り組んでいる内容が参考になった等意見があった。

交流研修を10年行っているので、研修のあり方を検討する必要があるのではないか。今後の課題である。

2月の今年度最後の連絡会は淑徳大学の鈴木先生にお越しいただき、意思決定支援及び合理的配慮の提供について勉強会を行った。

鈴木先生は津久井やまゆり園の事件があってから、利用者の次の住まいをどう意思決定していくかという部分に携わっており、意思決定についての本人の状況等も踏まえて話を頂いた。質疑応答も行った。

居宅系事業者連絡会報告

(斎藤係長)

会議は3月に行われた。情報共有が大切であるとして居宅系の事業者にアンケートを実施した。居宅系の事業者の実態と情報共有、課題がないか、自立支援協議会に提出するような困りごとがないか等を聞いた。

居宅介護利用者は558名、身体障害が216名、知的障害が50名、精神障害が282名おり、精神障害が一番多い。重度訪問介護は45名が支給決定されている。同行援護は126名、行動援護は8名が利用している。

サービスを提供している事業者の実態はどうかとして、アンケートを実施した。「配布資料（居住系障害福祉サービス事業所アンケート調査結果）（令和6年度障害福祉サービス事業所（居宅系）集団指導・障害者自立支援協議会（居宅系事業者連絡会）アンケート結果）参照」

居宅系事業者連絡会とは何かという意見もあった。今回は事業者指導として半分強制のような体裁でありその後居宅系事業者連絡会を行った。通常は15事業所程だが今回は43事業所集まった。このような機会を通して居宅系事業者連絡会についても知っていただきたい。

居宅系事業者にもニーズがあることが分かったので来年度以降も開催する。

（松田委員）

全体会にいて居宅系事業者連絡会に参加している方がどなたか分からない。→事務局が代表を行っている。本来であれば世話人等から選び運営していただきたいが、年に1、2回の開催のため事務局が中心になっている。

多くのことを話しているだろうが、自分たちの中だけの小さな枠の中の課題になる。全体会に出して自立支援協議会で取り上げることで地域課題として取り上げることになる。

満足度は高くなっているが、自立支援協議会の一部として行っていることに満足しているかとするとうまくないのではないかな。

相談支援専門員連絡会報告

（土屋係長）

第1回が2月に開催された。会長は南部すこやか障害者相談支援事業所の中村さん、副会長が障害者相談支援事業所わ・らいふの畠山さんである。

相談支援事業所は区内に27か所あり、全てに声をかけ21事業所34名の相談支援専門員が参加した。専門の連絡会のため関心も高く活発な連絡会になった。

連絡会の目的は相談支援専門員の知識の習得や支援技術の向上、相談支援事業所の現状課題について情報共有することでより実務的で自分事として深く検討して協力し解決に導くこと、ネットワークづくり等である。

第1回目では今後取り扱うテーマについて話し合った。中野区の相談支援体制、具体的にこのような場合はどこに相談するか、介護保険との連携、障害福祉サービスを使っていて65歳になり介護に移行するときの連携がスムーズではない、他機関連携、相談支援事業所自体の業務の効率化、情報共有ができれば良い等意見があった。

今後は相談支援体制について取り組む。計画相談を作る相談支援専門員が全体像を把握することが重要であり、経験の浅い方長い方のスキルの均一化として、基本的な体制やこのような時にはどこに相談する等の確認ができると良いと話した。

奇数月の開催で年5回程度を予定している。次回は5月に開催する。

今後は会長副会長に全体会に来ていただくことも検討している。

（事務局大島）

中野区障害者自立支援協議会設置要綱上、連絡会についてはそもそも規定を設けていない。また、全体会委員は、団体に推薦依頼をして、区長が決定している。

全体会とのパイプ役は基本的に事務局である基幹相談支援係長が務め、特に参加が必要な場合には、要綱第5条の2「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる」に基づき、ご参加をお願いできればと考える。

（松田委員）

相談支援員の立ち位置は中野区の障害福祉の根幹にかかわる。専門の連絡会ができたので話されたことを生で聞きたい。全体会の要綱を変更する等して生で議論に参加していただきたい。

相談支援専門員連絡会は自らで作上げたものである。相談支援専門員連絡会は事業所から言われて出てきているわけではなく多くの個人の相談員が参加を希望して出てきている。全体会に誰か一人でも出すことが必要なのではないか。

（中村会長）

相談支援体制を一番の課題にしている。直接専門員の方が繋がり課題を共有したり取り組みを検討したりすると、相談支援体制が個人レベルで繋がることになる。とても充実した相談支援体制が構築されるのではないか。

（関口委員）

会議で話したことが全体会で共有されるような道筋を作って欲しい。情報の流通が重要である。相談支援専門員自身は障害児者の自立支援給付に関わって計画を作り、当事者と相談しながら計画を作ってアセスメントを行っている。社会的な必要事項等も分かっている。

（3）その他の報告

（事務局大島）

出前講座の報告があったので参考に、小中学校に配布している出前講座のチラシを配布した。メニューを8つ揃えている。北中野中学校はこのチラシを見て依頼が来た。

（中村会長）

教育の場で障害理解が深まる取り組みは大事である。

（上西委員）

杉の子大和の建て替えをしている。令和7年の4月に竣工引き渡しになる。名前は自分達でつけてよいと言われたので「あいいくの杜大和」という名前にした。杉の子大和が戻り生活介護25名B型15名で再開する。

杉の子城山の2階にあったヘルパーステーションが6月に移ることになる。杉の子では知的障害の高齢化に取り組み杉の子サロンをやっている。新しい施設の方がバリアフリーで通いやすいのでそのメンバーが全員、あいいくの杜大和に異動する。

短期入所3床を設置している。事業所指定申請は6月を目指している。

（大村委員）

中野特別支援学校も十数年の運動で今年の4月に建て替えが始まる。6年後に戻ってくる。

私の家の留守電に海外から6回電話が入った。皆さんに聞いたらあちこちであるらしい。何回もあるので警察に通報した所、海外からかかってくる電話らしく止めるための機械を無料で貸してくれた。

（事務局大島）

来年度も奇数月第3水曜日午後開催予定である。

（15時40分終了）

備	考	次回日程：令和7年5月21日（水）午後1時30分～ 場所：中野区役所1階ミーティングルーム
---	---	--